

# 平成28年度 事業報告書 社会福祉法人 慶徳会

## 1. 事業の概括について

### (1) 社会経済情勢等

平成28(2016)年度においても世界各地において無差別テロが後を絶たない中、中東での武力衝突や北朝鮮の度重なるミサイル発射実験等の軍事的挑発行動及びその抑止を企図したあるいは、複数国による領有権等を巡る示威的軍事行動など東アジアでの緊張感も加速しています。

そのような世界全体の平和を揺るがしかねない情勢下で、英国のEU離脱や米国大統領をはじめとしたいくつかの国の指導者が交代し、又、各国においてポピュリズムの台頭が見られるなど、人権の世紀を標榜する21世紀というには、余りにも程遠い現状のように思われます。

折しも、我が国にあっては国内を二分する議論の末、平成27年9月改正の、いわゆる「安全保障関連法」に基づき、有事でない中、自衛隊が米軍の艦船を守るいわゆる「米艦防護」の任務がこのほど初めて実施されるとともに、安倍首相が自民党総裁として2020年施行を目標に憲法第9条の改正に向けた取組みの意思を明らかにしています。

平和を守り、日常生活の安全を願う国民全体の強い意思のもとで、その実現に最も適切な選択をするため、私達もしっかりと現状を見つめて議論を重ねる必要があります。

国内の産業面では、企業の設備投資が一定進むなど経済指標の一部で、景気回復の兆しがうかがえる数値もありますが、消費者物価は漸増傾向にありながら、近時、賃金水準が連続して減少していること等、それに見合う賃金の上昇は見られないこと等、政府が目指す景気の好循環の実現には至っておらず、「好景気を実感している」とは言い難い状況にあります。

また、豊かさの一方で所得格差が広がりつつある中、悲惨な出来事も頻発していますが、特に、国中に衝撃が走った昨年8月の神奈川県の高齢者施設での惨劇を初め、日常生活の中でも児童・高齢者・障がいのある人への虐待などが後を絶たず、学校でのいじめも益々深刻化しています。

かかる世情の中にあって私達、社会福祉法人は、社会福祉法に規定する社会福祉事業の中核としての役割を適切に果たしていかなければなりません。

### (2) 慶徳会を巡る情勢及び法人の対応等

慶徳会を巡る諸情勢を踏まえて、平成28年度は、次の取り組みを進めました。

#### ① 社会福祉法改正に伴う準備手続き

平成28年3月の社会福祉法改正による、社会福祉法人制度改革により、法改正の趣旨及び行政指導を体して、順次準備手続きを進めました。

年度の前半は、理事会・評議員会において、主に制度改革内容を周知し、理解を深めて頂き、同29年1月の理事会・評議員会において定款変更及び評議員選任委員会細則の議決・承認を得て、新役員の定数は現行どおり理事7名、監事2名で任期を各2年、評議員は、定数8名(現行15名)、任期は4

年（現行2年）とし、同年2月に評議員選任委員会を開催し、同年4月1日から任期の評議員を選任して頂きました。

同29年6月に開催予定の初定時評議員会において、新定款の規定に基づく理事の選任をして頂き、また、「運営協議会委員」につきましても、新年度において選任をさせて頂く予定です。

法改正に伴い、法人の資産について余裕財産（再投下対象財産）が生じた場合には、法人としての社会福祉充実計画を策定し、公認会計士等の意見聴取をした上で、定時評議員会での承認を求めることとなっております。

## ② 諸課題への対応

慶徳会が直面する課題については、平成28年1月15日に発足させた慶徳会新運営改善プロジェクトチームあるいは給食業者の撤退に伴い立ち上げた、食事供給緊急対策本部（対策本部）等において、検討と取り組みを進めました。

### ア. 介護保険制度等の動向への対応

平成27年度介護報酬の大幅引き下げの影響が大きい中、同30年度に予定されている医療・介護の同時改定に先立って、茨木市においても在宅サービス予防給付のうち訪問・通所介護について新規申請者等を対象に「新総合事業」に移行されたことなどを踏まえ、「ご利用者から選ばれる施設」を目指すとともに、介護度が軽度の方への給付がさらに制限され、あるいは、「重度化対応」と「介護予防」の両面の対応が求められること等を想定し、柔軟な事業展開に向け、今後の取り組みについて事業種別ごとに検討を加え、障がい福祉サービスを含め、当面は、可能な限り加算の取得に努力を傾注することとしました。そのため、制度について、関係職員の研修を徹底して行うとともに、費用対効果を見極めながら人材確保と適切な兼務を含めた配置を行いました。

また、種別の複合施設運営という、法人特性を生かして、それぞれに工夫を凝らすことなどにより、ご利用者の増につなげて参りました。

### イ. 措置施設等公費運営事業所の利用促進への対応

措置施設である養護老人ホームにおける措置状況について、国の地方交付税の一般財源化等の影響もあって、市町のいわゆる「措置控え」傾向が助長されていますので、訪問活動を含めて近隣市町へ「空き室情報」等の積極的提供に努めました。

しかしながら、種々の事情から施設退所された方が前年度に比し2名増となったことなどから、平成28年度決算のサービス活動増減差額は、前年度に比して改善されたものの、1,801千円の赤字となっております。

また、軽費老人ホームの周知度を高めるため、施設紹介のパンフレットをリニューアルし、公共窓口等へのPR等を行い、一定の手応えがありました。

## ウ. 新規事業等経営改善への取り組み

### (「見付山地区高齢者複合施設」)

平成 28 年度は、スタート直後のサービス付高齢者向け住宅「見付山めぐみの里」(「めぐみの里」)、小規模多機能センター「はぎ」、訪問看護ステーション静華苑及び福祉用具サポートセンター「のぞみ」を速やかに軌道に乗せるべくそれぞれの事業趣旨を生かした取組を進めた結果、サービスの提供については、「めぐみの里」が年度当初から満室のご入居を頂いたことを初め、「はぎ」も既設の「ききょう」と「なでしこ」に肩を並べるまでにご利用を頂き、また、「訪問看護ステーション」は、前年度比約 3.7 倍、「のぞみ」は、約 2.2 倍の収入実績を上げていますが、平成 28 年度決算では、相当の赤字を計上する結果となっています。

前記 4 事業の赤字となる事情は、それぞれに異なるので慶徳会運営改善プロジェクトチームで引き続き検討を加え、対策を講じて参ります。

なお、このうち、「めぐみの里」につきましては、赤字の主たる要因が住宅としての見守り体制により運営が可能であるとする開設前の見通しに対し、開設後に関係制度の改正で宿直体制が事務づけられたこと及び住宅としての制度上のサービスだけでは、適切な対応が困難であることが開所して初めて判明しましたので、新年度から入居される方を対象に生活援助サービス費等を最高で 17%程度増額させて頂くことを決定しております。

### (清水地区「障がい者総合福祉施設」の再スタート)

清水地区において、障害者サポートセンター「しみず」と養育センター各事業等を総合的に展開する「障がい者総合福祉施設」を平成 28 年 4 月 1 日からスタートさせ、1 年が経過しました。

市内 2 地区で運営していた 7 事業をジョイントして増築後の新「障がい者サポートセンターしみず」において再スタートさせ、予めシュミレーションしていたとは言え、不慣れな環境でご利用者・職員ともども手探りの門出でしたが、ご利用者ご家族のご理解・ご協力のもと、職員が努力を積み重ねる中で、生活介護事業のご利用者の増加を初め、新事業である入浴サービスを含めた各事業の運営も軌道に乗りつつあります。

また、旧「しみず」の建物を同 25 年に茨木市から移譲を受けて以来、課題の「地域活動支援センターⅡ型」事業は、生活介護事業への移行について、ご利用者のご理解・ご協力と職員の根気よく丁寧な対応とにより、同 28 年度をもって、事業廃止の運びとなりました。

### (老人ホーム診療所の運営改革)

日常的な健康管理体制として不十分であった茨木老人ホーム及び常清の里両診療所の運営改革に向けて関係者の皆様のご協力を得ながら取り組みを進め、まず、平成 26 年度以来、茨木診療所の診療日数及び診療科を拡充(同 28 年度は内科医 1 名就任)し、順次、新たな診療関係機器の購入も行うとともに、両診療所における診療報酬請求事務も O A 化を進めながら、改善に努めました。

これらの結果、茨木診療所における同 28 年度の診療件数は、改革に着手した同 26 年度との比較で、診療件数約 1.7 倍、診療報酬請求額は、約 2 倍となり、サービス活動増減差額も前年度比較で赤字幅を約 80 万円（常清の里診療所は、約 40 万円）縮小し、▲約 15 万円と、徐々に成果を上げていますが、赤字の解消に向けてなお一層の努力が必要です。

#### （食事の供給体制について）

これまで長年にわたって、見付山・西河原地区事業所におけるご利用者等への食事提供について、事業所の調理設備を貸与の上、その業務を全面委託契約をしておりました浅田給食株式会社から、平成 28 年 3 月 20 日をもって、一方的に契約を解除する旨の通告を受け、その後同社からの訴えにより、給食代金の額に関し、法廷での争いになっています。

当面、食事の確保が優先ですので、緊急対応策として主食等は事業所で用意し、副食は、製造業者がクックチル方式で調理した食材を活用して提供することとしておりますが、早期に、安定的な食事提供体制を再構築するため、2 業者に改めて新厨房を活用した調理業務の見積もりを求めましたが、提出までに時日を要したこと及び調理手順等についての検証が未だ十分でないこと、さらには新厨房の活用方法について、関係職員間の認識の一致に時間を要していることもあって、本格的な食事供給体制の整備方針の決定は、引き続きの課題としています。

#### （経費の節減対策について）

かねてから、経費の節減に努めているところですが、厳しい経済環境の中で、改めて対策を講ずることとし、新プロジェクトチームの中で、収益増の対策と並行して協議を重ねました。

具体的には、共同購入や光熱水費の節減対策について、実現可能で有効な方法を確認し、実行に移しました。平成 28 年 11 月に光熱水費の前年同月比較をしたところ、一定の節減効果を確認することが出来ました。

#### エ. 西河原福祉・交流センターの再スタート

多世代交流センターについては、建物リニューアル後、一年通しての運営となり、当初の計画を進めるべく取り組みました。利用率については、リニューアルに伴う休館期間を除くと前年度比 41% 増となりました。

また、ふれあい体験や子どもの利用も着実に増え、高齢者の利用については、新たに高齢者のサークルを 1 団体増やすなど着実に結果を残せました。

#### オ. 地域小規模児童養護施設の整備

法人として二カ所目となる「地域小規模児童養護施設」は、「リーラハウス」の愛称で、平成 28 年 8 月 1 日から開所し、児童 6 名と職員 3 名により、施設整備趣旨を生かした生活に向け、順調に進めています。

### ③ 「茨木市認知症地域支援・ケア向上事業」（新規事業）の受託

平成 28 年 10 月に茨木市から委託を受けた「茨木市認知症地域支援・ケア向上事業」により、同市で二人目の「認知症地域支援推進員」を配置することになりました。

先進的事業であり、手探りの部分もありましたが、関係者のご協力を得て、事業の目的である「認知症の人を支援する関係者の連携を図るための取組」や「認知症の人とその家族を支援する相談支援や支援体制を構築するための取組とその支援」、さらに「認知症への理解を深めるための普及・啓発」を果たすことが出来るよう、現時点では牛歩の歩みながら、真摯に取り組みを進めました。また、全市で初めて配布する「認知症カフェマップ」の作成にあたって、推進員が中心的な役割を果たしました。

### ④ 安全衛生委員会の設置及びストレスチェックの実施

慶徳会産業医の協力を得て、平成 28 年 10 月 1 日に、かねてから課題でありました「慶徳会安全衛生委員会運営規程」及び法制化に伴う「社会福祉法人 慶徳会 ストレスチェック制度実施規程」をそれぞれ制定し、同日から 14 名で構成する同委員会を設置、毎月会議を開催するとともに、産業医による研修会並びに職場巡視を同 28 年度中に各 1 回実施しました。

また、同委員会での審議を経て、制度実施は法人として、また、慶徳会産業医及び統括看護師を実施者として、同 28 年 10 月にストレスチェックを実施し、対象職員 400 名全員が受診、そのうち 3 名が産業医の面接指導を受けました。

### ⑤ 海外からの実習生の初受入れ

慶徳会は、前年度に米国ミネアポリス市議会議員の方々の訪問を受けましたが、平成 28 年 8 月には、中国・台湾の看護学生 22 名の皆さんが小規模多機能センター「なでしこ」と「はぎ」を見学・実習に初めて来訪されました。

言葉の課題はありましたが、ご利用者と作業やリクレーションを共にすることで、徐々に交流が深まり、国際親善の一助にもなりました。

### ⑥ 決算状況について

以上述べました状況下にあって、適切な効率化や創意工夫を凝らす等一層の経営努力を重ねたところではありますが、主に、新規事業が軌道に乗るまでには至っていないことによる赤字（前年度から約 1,819 万円縮小したものの、新規 4 事業で約 3,763 万円）の影響もあって、平成 28 年度決算の事業活動収支計算表のサービス活動増減差額は、法人全体として前年度比約 229 万円増の約 2,619 万円、同表当期活動増減差額は、前年度比約 1,623 万円減の約 2,946 万円に止まっております。

## 2. 事業実績、会議及び行事の開催結果

平成 28 年度における事業の重点項目をはじめ、慶徳会の事業実績については、次のとおりです。

## (2) 主な人事・給与制度関係

平成 28 年度における人事給与制度にかかる主な事項は次のとおりです。

### ① 評議員委嘱の同意

平成 28 年 11 月 29 日開催の同 28 年度第 3 回理事会において、同年 12 月 14 日に任期満了となる評議員の後任評議員を委嘱するに当たり、理事会の同意を求め、退任される楠 秀峰・岡部美江子両評議員の後任評議員として、森田順照氏と岡恵子氏に委嘱すること及びその他の現評議員全員を引き続き評議員に委嘱することが同意された。

### ② 評議員選任委員会委員の選任

平成 29 年 2 月 2 日に開催された同 28 年度第 5 回理事会において、社会福祉法の改正に伴う変更後の定款及び評議員選任委員会細則の規定に基づき、評議員選任委員会委員に高木幸男氏、梶 武氏及び橋本勝美氏の 3 名が選任され、委員の互選により委員長に高木氏が選任された。

### ③ 評議員の選任

平成 29 年 2 月 23 日に開催された同 28 年度第 1 回評議員選任委員会において、同 29 年 3 月 31 日で改正法の規定上、退任となる全評議員の後任に、理事会から推薦を受けた辰見宣夫氏、山中清氏、本川憲司氏、澤田義友氏、秋岡壽氏、細川まり子氏、小嶋國夫氏及び岡恵子氏の 8 名が選任された。

### ④ 理事の選任

平成 29 年 3 月 23 日に開催された同 28 年度第 5 回評議員会において、同年 3 月 28 日付で退任される辰見宣夫、山中 清及び本川憲司理事の後任理事として、田村信夫氏、油谷 豊氏及び輪木恵子氏が選任された。

### ⑤ 執行体制の強化及び処遇等の改善

執行体制を強化するため、平成 28 年度中に、次のとおり配置を行った。

ア. 障がい者総合福祉施設の開設に伴い、副施設長ポストに施設次長職を増設した。

イ. 統括主任ポスト 3、主任ポスト 1 及び副主任ポスト 3 を増設し、体制を強化した。

ウ. 経験豊富な人材又は専門職について、前職給与水準の保障（実績は、2 名）

エ. 契約職員の正職員化

年齢要件により、正職員の受験資格を欠く契約職員のうち、所属長が勤務成績が極めて優秀として推薦を受け、理事長が特に認めた職員は、作文試験及び面接試験を受験することを認め、合格者は、正職員又は准正職員として採用(実績は、5 名)

オ. 契約職員の准正職員化(実績は、11 名)

カ. 職員募集回数の複数化

介護職員の募集回数を 4 回とし、7 名（全職種で 13 名）の採用を内定

した。

キ． 初任給経歴加算基準の改正

キャリア豊富な人材を確保するにあたって、経歴換算による加算の上限号給を広げた。

ク． 初任給調整手当の新設

平成 29 年 5 月 1 日以降の採用者については、初任給調整額を支給する。

(原則として、卒業見込みの学生受験者を対象)

ケ． 慶徳会安全衛生委員会を設置するとともに、同委員会での審議を経て、平成 28 年 10 月に、全職員を対象にストレスチェックを実施した。

コ． 期末勤勉手当の増額

平成 28 年 12 月に支給する期末勤勉手当について、法人全体の収支の状況及び職員の勤務の実情等を勘案して、正職員に対する予算上の支給率

(2.1 カ月分) を特別加算を含め、0.2 カ月分増額し、2.3 カ月分(年間合計 4.2 カ月分)とした。